

總大吉

勅令第四百四百號

朕は都道府縣地代家賃審査會
官制を裁可し、ニニニニこれを公布せし
める。

欽定

昭和二十一年九月三日

内閣總理大臣 吉田茂
司法大臣 木村篤太郎
内務大臣 大村清一

勅令第四百四十四號

都道府縣地代家賃審查會官制

第一條 都道府縣地代家賃審查會は、地方長官の監督に屬し、地代家賃統制令第十五條の規定により、その権限に屬せしめた事項を調查審議する。

第二條 審査會は、都道府縣（沖繩縣を除く。）ごとにこれを置き、當該都道府縣の名を冠する。

第三條 審査會は、會長及び委員九人以上十三人以内で、これを組織する。

第四條 會長は、地方長官を以て、これに充てる。

委員は、左に掲げる者の中から、地方長官が、これを命ずる。

一 關係官廳の官吏

二 市町村審査員

三 借地又は借家の貸主及び借主

四 特別の知識経験がある者

第五條 會長は、會務を總理する。

會長に事故があるときは、地方長官の指名する委員が、その職務を代理する。

第六條 審査會の會議は、委員の半數以上が出席するのではなければ、これを開くことができない。

審査會の議決は、出席した委員の過半數の意見による。可否が同數であるときは、會長が決するところによる。

第七條 審査會は、必要があるときは、當事者その他適當に認める者の意見を聽き、又は實地について調査することができる。

第八條 審査會に、幹事及び書記各若干人を置き、地方長官が、これをお命ずる。

幹事は、會長の指揮を承けて、庶務を整理する。

書記は、上司の指揮を承けて、庶務に從事する。

附 則

この勅令は、昭和二十一年十月一日から、これを施行する。
地代家賃審査會官制は、これを廢止する。